町有地売却実施要領

七ヶ浜町財政課管財係

町有地売却実施要領

- 1 売却物件 ① 七ヶ浜町花渕浜字大日堂 3 番 29 雑種地 266 ㎡
- 2 売却方法 価格公示売却(価格を公示し、購入希望者を募り、希望者が2名以 上になった場合は、競争入札にて売却します。)
- 3 申込者の資格(次の要件のすべてに該当する方に限ります。)
 - (1)成年被後見人、被補佐人、準禁治産者及び破産者(復権を得た者は除く。)でない こと。
 - (2)町税等の滞納がなく、売買代金の支払い可能な個人(共有名義の申し込みは可) 又は法人
- 4 申込方法等
 - (1) 受付期間 平成 29 年 2 月 6 日 (月) から 平成 29 年 2 月 10 日 (金) まで 午前 9 時から 12 時及び午後 1 時から 4 時まで
 - (2) 申込方法 別添「町有財産売却申込書」に記入の上七ヶ浜町役場財政課管財 係に直接持参のこと。(郵送等は不可)
 - (3) 必要書類 個人:住民票(外国人の方は外国人登録済証明書) 法人:商業登記簿謄本

平成 28 年度市町村民税等の納税証明書(該当するもの)

- ・市町村民税(個人)・固定資産税(個人、法人)
- · 軽自動車税(個人、法人)·法人市町民税(法人)
- 国民健康保険税(料)(個人)
- ※共有名義による申込みの場合は、申込者全員分の書類が必要です。
- (4) 受付場所 七ヶ浜町役場財政課管財係(2階)
- 5 申込みの条件
 - (1) 現地説明会は行いませんので、申込前に、現地を十分確認して下さい。
 - (2) 申込書に事実と異なる記載がある場合は、申込みが無効となることがあります。
 - (3) 売買契約及び登記は、町有財産売却申込書に記載された名義で行います。

6 売却者の決定方法

- (1) 申込者が1名の場合には、書類選考により売却者を決定し、複数の申込があった場合には、競争入札にて売却者を決定します。
- (2) 競争入札の日時及び場所 後日連絡します。

7 売買契約及び代金の支払方法

売却決定者となった方は、町と土地売買契約を締結し、売買代金は、契約締結の 日から60日以内に町が発行する納入通知書により町の指定金融機関等で納め て頂きます。

(1) 売買契約の条件

売買契約には、売買物件の使用する用途を条件として付す場合があります。

(2) 売買契約に必要なもの

- ①町有財産売買契約書 2通
- ②印鑑登録してある印鑑(実印)
- ③印鑑証明書(法人も含む)
- ④収入印紙(契約書貼付)
- ⑤その他町で提出を求めた書類

(3) 所有権の移転等

- ①売買代金の納入があった時に所有権が移転するものとし、同時に土地を引き 渡すものとします。
- ②土地の引き渡しは、現況での引き渡しとなります。
- ③所有権移転登記に係る必要な手続きは買受人が行うものとします。
- ④所有権移転登記に必要な登録免許税等の費用は、買受人の負担となります。

9 契約の解除

次の場合は、契約を解除します。

- (1) 売買代金を指定日まで、納入しない時。
- (2) その他契約に違反した時。

競争入札心得

- 1. 開始時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- 2. 次の場合の入札は、無効とします。

入札に参加する資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者が入札した時。

- 3. 会場において、入札参加者の確認を行いますので、町有財産売却申込の際に交付された申込書控(受付印を押印したコピーのもの)をご提示願います。
- 4. 代理人が入札する場合は、委任状を提出し、受任者名義で入札する事となります。 なお、代理人の印鑑は認印で構いません。
- 5. 入札会場では、静粛に願います。

競争入札の方法

- 1. 会場にて、町で用意する入札用紙に公示価格を最低金額とする購入希望金額を書き入れ、提出していただきます。
- 2. 希望金額の中で、最高価格をつけた方が売却決定者となります。仮に最高価格が同額になった場合は、売却の対象者が1名になるまで入札を行います。

町有財産売却申込書

平成 年 月 日

七ヶ浜町長 寺 澤 薫 殿

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

印

電話番号

町有財産売却について、申込み資格条件、内容等を承諾の上、申し込みいたします

申込物件

1 所在地 七ヶ浜町花渕浜字大日堂3番29

2 面 積 266 ㎡

3 公示価格 766,080円

受 付 月